

山口ケーブルビジョン株式会社

ケーブルインターネット集合住宅設備契約特約目次

ケーブルインターネット集合住宅設備契約特約

- 第1条 契約の目的
- 第2条 契約の単位
- 第3条 インターネット接続サービスの提供開始および中止
- 第4条 料金等の支払
- 第5条 工事の範囲および費用
- 第6条 保守責任
- 第7条 サービスの一時休止・再開および解約の通知

附則

料金品目

ケーブルインターネット集合住宅設備契約特約

甲と、契約者との間に締結されるケーブルインターネット集合住宅設備契約特約は、甲の契約約款と一体となって適用され、本特約に定めがある事項については、本特約を優先します。また、本特約に定めのない事項については、契約約款の規定によるものとします。

(契約の目的)

第1条 ケーブルインターネット集合住宅設備契約（以下「本契約」といいます。）は、本契約を締結する場所で、入居者等にインターネット接続サービスの提供を可能にするための設備敷設、および維持をする契約とします。

(契約の単位)

第2条 本契約は、契約者引込線1回線により加入する世帯、事業所、店舗等が2世帯以上となる場合に、各世帯を単位として契約を締結します。

2. 本契約は住宅等管理者と締結します。また、インターネット接続サービスの契約や付加サービスの契約は、入居者等と甲で別途締結するものとします。

(インターネット接続サービスの提供開始および中止)

第3条 甲は、本契約に係る工事が完了し、かつインターネット接続サービスの契約に係る工事が完了した日より、インターネット接続サービスを締結する契約者に当該サービスを提供します。

2. 契約者が甲の禁止する事項に違反した場合、または甲が違反と判断しサービスの提供が中止または契約が解除となった場合および契約者が本契約を解約または一時休止した場合は、入居者等が甲と別途インターネット接続サービスおよび付加サービスに係る契約を締結していた場合でも、そのサービスを受けることができないものとします。

(料金等の支払)

第4条 契約者は、料金等を契約約款に定める方法で甲に支払うものとします。また、契約者が入居者等の用に供するインターネット接続サービスの契約や付加サービスの契約を締結する場合も同じとします。

(工事の範囲および費用)

第5条 本契約における工事は当該住宅の総世帯とします。また工事内容および費用は別途見積によります。

(保守責任)

第6条 契約者は、本契約で敷設した設備に不具合が生じた場合は保守作業を甲に依頼するものとし、甲は速やかにこれに応じます。また、甲の保安責任範囲および免責事項は契約約款の定めによるものとします。

(サービスの一時休止・再開および解約時の通知)

第7条 契約者が、サービスの一時休止・再開および解約をした場合、契約者がその旨を入居者等に通知するものとします。ただし甲からその旨通知することを妨げません。また、設備の撤去および再開時の設置等に要する費用は契約者の負担とします。

(附 則)

本特約は、2017年12月9日より施行します。

2. 甲は、本特約の一部を改訂し、2020年4月1日より施行します。

料 金 品 目

以下の品目の金額につきましては、弊社ホームページの料金表またはパンフレットおよび別途見積によりご確認下さい。

ケーブルインターネット集合住宅設備契約

- 加入金
- 工事費
- 事務手数料等